

コロナ禍の女性雇用に見る貧困の拡大と自殺者の増加 ——新型コロナウイルス感染拡大期における雇用と労働（3）——

小 淵 高 志^{*1}

要旨：新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言の発出、それに伴う休業要請や外出自粛は、経済・企業活動を停止させ、雇用情勢を大幅に悪化させた。前稿（小淵高志：2021、2022）に引き続き本稿でもその実情を時系列に追って分析を試みる。今回は、正規労働者と非正規労働者との賃金差、女性の労働や雇用問題に焦点を当てて考察する。

時給ベースの正規・非正規労働者の給与の推移を見ると、2020年の非正規労働者の所定内時給は正規労働者の68.3%でしかなく、総時給では59.09%に低下してしまう。2020年における非正規雇用の割合は、女性は54.4%と男性の22.2%と比べて極めて高い。現在の非正規女性は、夫の扶養範囲内で家計補助的に働くいわゆる「主婦パート」よりも、非正規雇用の賃金だけで生活する人たちが、主たる稼ぎ手として非正規で働く人たちのほうが多い。コロナ禍は最も脆弱な層の女性たちを襲ったことになる。

こうした中で増える女性の自殺についても本稿で触れた。コロナ禍における雇用や家族状況の変化、社会的孤立などがその原因と考えられ、経済的困窮が大きく影響しているという。実際、コロナ禍での女性の休業者比率は男性の3倍近くに達しており、失業やシフト減により多くの女性たちが収入を大幅に減らしている。単身女性の増加に見られるように、女性世帯主の割合が増えていることも、コロナ禍における女性の苦境が増していることと無関係ではないだろう。

コロナ禍においては非正規雇用の女性たちの多くが就業する宿泊飲食・サービス業などの雇用が崩壊した。本稿では、その原因である休業要請や時短営業の根拠となった行動制限の妥当性を検討した。

キーワード：新型コロナウイルス感染拡大、雇用、労働

はじめに

本稿は前稿（小淵高志：2021、2022）に引き続き、労働力人口の分析を通じてコロナ禍の雇用構造の変化をとらえる論考を意図していた¹。ところが、2022年1月分結果からのベンチマー

ク人口の切り替え等にともない、前稿までの比較表を使えなくなってしまった²。そこで、本稿では行政統計、各種の評価報告書、その根拠となる学術論文、科学文献や客観データに基づいて議論された一般書籍など、公式のデータソースに論拠を置き、掲載資料を選んでいく。

^{*1} 東北文化学園大学現代社会学部現代社会学科

これは、本稿で考察される内容が私個人の意見ではなく、科学をはじめ社会全般に広がっている見解だということを強調するため、公式の図表の様々なバージョンを適宜利用した。そのさい、出典や引用意図を脚注に示した。学術論文や図表はインターネットから見られるものを示し³、書店で購入できる文献を多数選んだ。これらを参考にこれまで採られてきたコロナ対策の是非についても考察し、今後どのような対策が求められるか検討してみたい。

特に、本稿ではコロナ禍での女性の雇用に焦点を当てて考察を進めたい。というのも、前稿で示したように、コロナ禍における雇用への打撃は非正規雇用に集中しており、その多くが女性であるからだ。その打撃は、自殺者の増加に表れている。以下、2022年8月17日の日本経済新聞の記事から参照してみよう⁴。

2020年3月から今年6月にかけて、新型コロナウイルス感染症が流行した影響により国内で増加した自殺者は約8千人に上るとの試算を東京大などのチームが(2022年8月)17日までにまとめた。最多は20代女性で、19歳以下の女性も比較的多かった。

チームの仲田泰祐・東大准教授(経済学)は「男性より非正規雇用が多い女性は経済的影響を受けやすく、若者の方が行動制限などで孤独に追い込まれている可能性がある」としている。

政府の統計から20年と21年の自殺者はいずれも約2万1千人で18、19年より多かったことは分かっていたが、新型コロナの影響の規模は明確でなかった。

日本では失業率が上がると自殺者が増える傾向にあり、経済的困難が要因の一つと考えられている。チームはこれまでの自殺者数の推移や失業率の予測などを基に、新型コロナが流行しなかった場合のこの期間の自殺者数を推計。実際との比較の結果、8088人増えたと試算した。

年代別では20代が1837人と最多で、この年代の自殺者の約3割を占め、新型コロナの影響の大きさをうかがわせた。女性は1092人、男性は745人だった。19歳以下で

も約2割に当たる377人に上り、このうち女性は282人だった。人とのつながりが少なくなると孤独を苦にした自殺が増えるといわれており、チームは行動制限の影響もあるとみている。

政府の統計で国内の自殺者は10年以降、毎年約500～3千人ずつ減り続けてきたが、20年は11年ぶりに増加に転じ、21年は微減したもののほぼ横ばいだった。男性は12年連続で減少する一方、女性は2年続けて増加。小中高生は20年に過去最多の499人に達し、高止まりが続いている。〔共同〕

※上記引用記事2行目のカッコ内における年月は、本稿執筆者による追記。掲載記事の引用から本稿が発表されるまでの時間差に鑑み、当該内容の公表時期の記載を補足した。

上記の記事からは、行動制限の影響から未成年の女性自殺者も増えていることが示され、事態の深刻さを表している。一方、男性自殺者は12年連続で減少とある。これは、男性の雇用が守られる代わりに、女性の雇用が犠牲にされていることの表れであるにとらえられる。その理由を詳しく見て行こう。

第1章 コロナ禍の女性雇用

下記のグラフは、内閣府の発表した報告書「選択する未来2.0」94頁に記載されているものである⁵。この報告書は少子化対策、正規労働者と非正規労働者との賃金差、女性の労働や雇用問題を取り扱ったものである。

資料の94頁のL字カーブは、女性の就業率(M字カーブの底)を押し上げているのは非正規雇用の女性で、そのために逆U字型になっている。結婚や出産で退職するも、その後正規雇用には復職できず、という状況を示すものとなっている。

L字カーブとM字カーブとの隙間を埋めるのが、非正規雇用の女性であるが、次のグラフにあるように、不本意非正規労働者の割合は少ない。本当だろうか。

ここでは、不本意非正規労働者として集計さ

雇用の現状

女性の正規雇用率は、「L字カーブ」のように、20代後半のピークの後、低下を続ける。

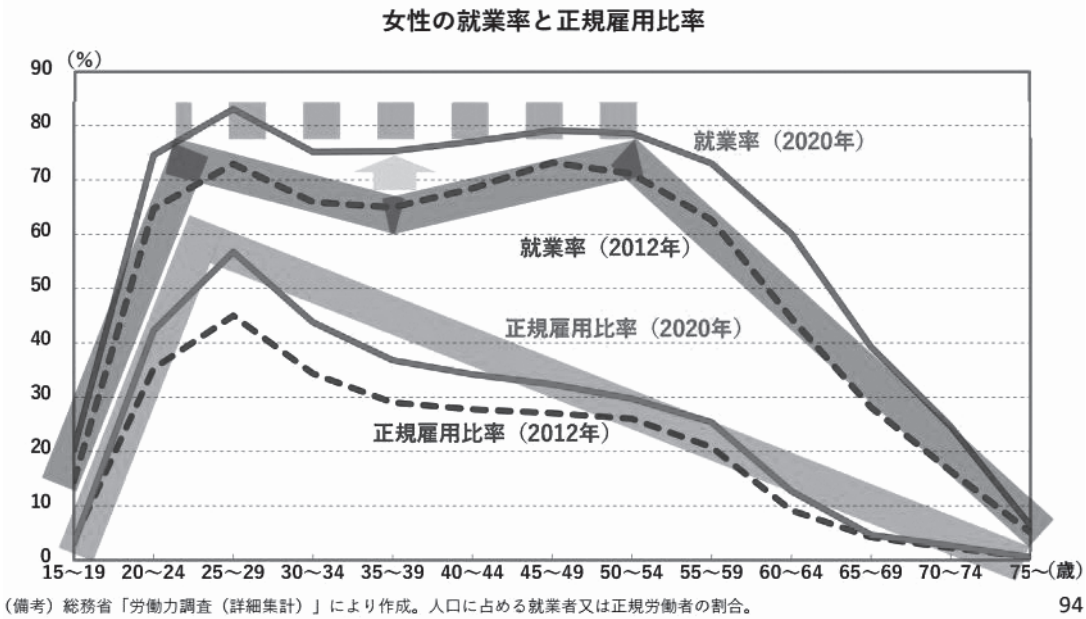


図1. 内閣府「選択する未来2.0」(p.94)より女性の就業率と正規雇用比率

雇用の現状

非正規労働者数の約7割が女性。そのうち不本意非正規労働者は1割未満。

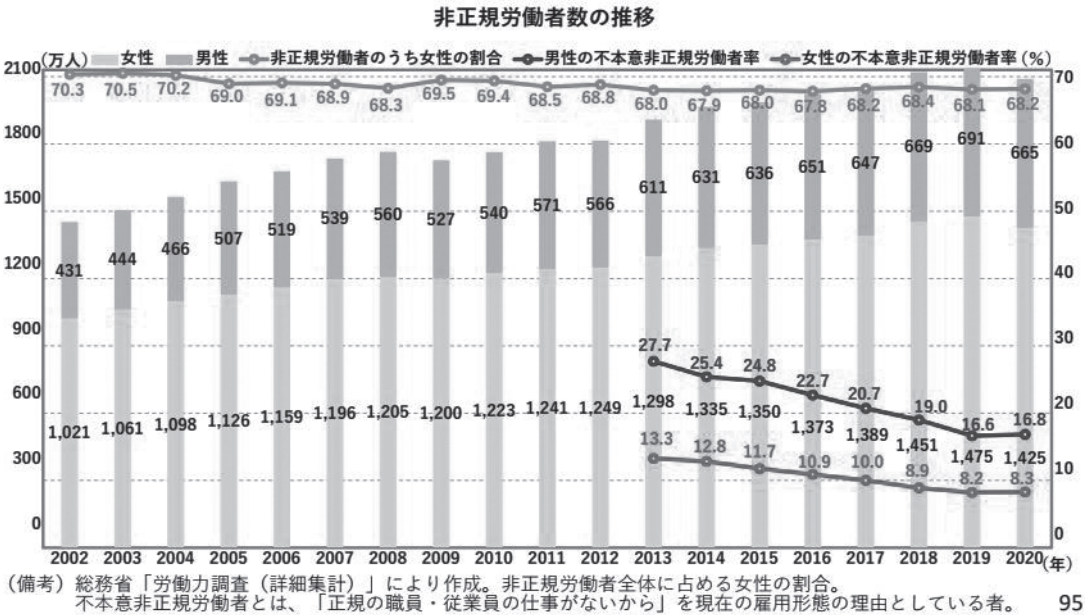


図2. 内閣府「選択する未来2.0」(p.95)より非正規労働者数の推移

れない育児、介護で短時間労働を選ばざるを得ない層の存在や、もともと正規雇用の職は少ないからと、最初から正規雇用をあきらめてしまっているというような、回答にあがらない層

も考えなければならない⁶。

そして、男性の不本意非正規労働者の減少も気になる。グラフでは男性の非正規労働者は微増傾向だが、男性の不本意非正規労働者は女性

よりも減少幅が大きい。

橋本健二氏によれば男性の非正規雇用はアンダークラスと位置付けられ、格差拡大を容認し自分が現在の境遇にあるのを自己責任ととらえる傾向にあるという(橋本健二 2018年:p.46)⁷。とくに、それが就職氷河期世代であると、その傾向は強くなるとのことだ⁸。

また、近年ではアンダークラスには、男性ばかりでなく女性も増えてきており、同じような傾向を示すという(同書 p.98)。女性の不本意非正規労働者の減少は、もしかするとこうした人たちの回答によっているのかもしれない。

次に、正規労働者と非正規労働者との給与について見てみよう(図3)。まず、所定内時給から見ると、20年の正規労働者の所定内時給は1,953円、非正規労働者のそれは1,334円と、正規賃金と非正規賃金との所定内時給には619円の差がある。倍率にして1.46倍と、最も差の大きかった12年の1.60倍から低下しているものの、その倍率は20年の非正規労働者の所定内時給が、正規労働者の68.30%でしかないことを示している。

倍率が低下したことによって幾分か賃金差が縮小するように見えるも、それは19年から20年

において正規労働者の所定内時給が低下したことによるもので、非正規労働者のそれが上昇したことによるものではない。

次に総時給を見てみよう。20年の正規労働者の総時給は2,469円、非正規労働者のそれは1,459円と、正規と非正規とでは総時給に1,010円の差があり、619円の所定内時給の差に対して391円開いてしまう。19年に対し20年の正規労働者の給与が減っているにもかかわらず、総時給における正規賃金と非正規賃金との倍率は1.69倍と、所定内時給の1.46倍から0.23ポイント上がっている。

このため、非正規労働者の総時給は正規労働者のその59.09%に低下してしまう。このように、正規労働者の所定内時給の7割に満たない非正規労働者の給与が、総時給では正規労働者のその6割未満に落ちてしまうのであった。このような給与水準では非正規労働者の生活は非常に厳しいものになる。

男女雇用参画局によると2020年における非正規雇用の割合は、女性は54.4%と男性の22.2%と比べて極めて高いことが示されている⁹。コロナ以前より、女性は家事、育児といった無償のケア労働を強いられることで、家庭外での労

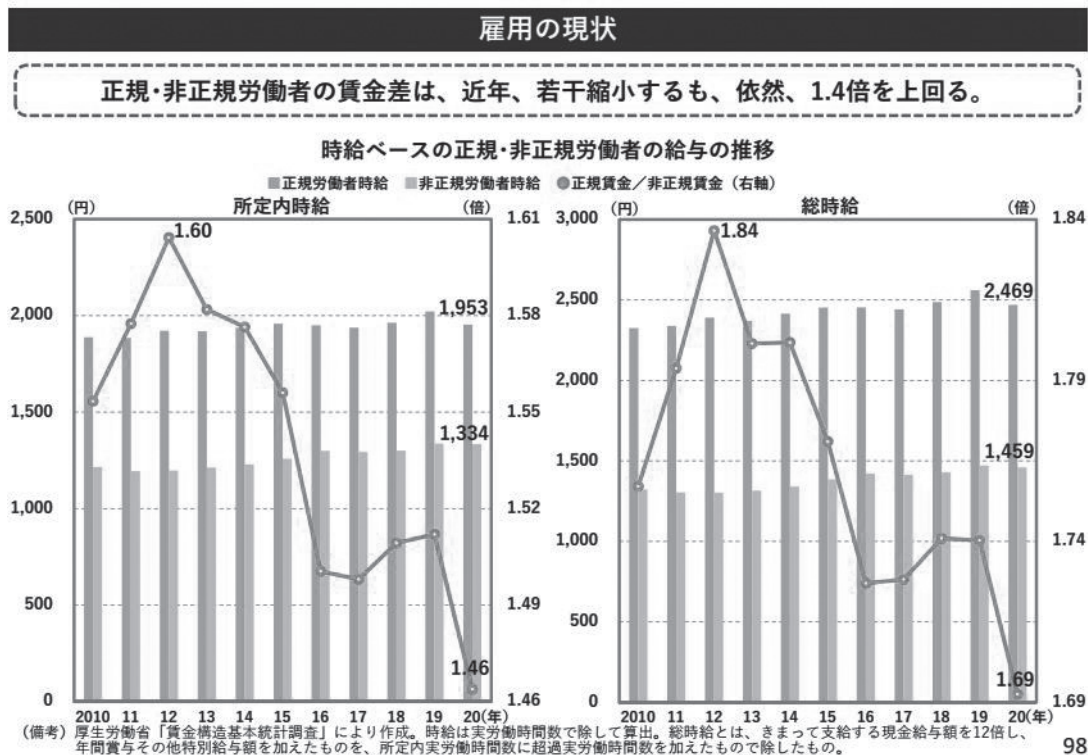


図3. 内閣府「選択する未来2.0」(p.99)より時給ベースの正規・非正規労働者の給与の推移

働の機会を奪われてしまう傾向にあった。出産や育児を機に離職、その後正社員としての復職は困難となり、非正規雇用で働く既婚、出産女性の数が多い現状をさらに悪化させたのではないだろうか¹⁰。

コロナ禍においてその状況を確認してみよう。ルポライターの飯島裕子氏の取材によると、NPO 法人 POSSE には2020年2月頃から新型コロナウイルス感染拡大のために、一方的にシフトを減らされたことによる生活費の不足や解雇の相談が増え始め、11月までに寄せられた3304件の労働相談のうち6割が女性からのもので、その中の7割が非正規雇用者だったという（飯島裕子 2021：p.21）¹¹。

現在の非正規女性は、夫の扶養範囲内で家計補助的に働くいわゆる「主婦パート」よりも、非正規雇用の賃金だけで生活する人たちや、主たる稼ぎ手として非正規で働く人たちのほうが多い。コロナ禍は最も脆弱な層の女性たちを襲ったことになる。

NHK と労働政策研究・研修機構（JILPT）の共同調査によると、2020年の4月から11月中旬までの約7か月間に、解雇や労働時間急減等、雇用の変化を経験した割合は女性が男性の1.4倍、解雇・雇止め後の非労働力化は女性が男性の1.6倍であり、女性の労働時間や収入の回復は男性よりも遅いという¹²。

上記に鑑み、生活困窮から生活保護の受給が増えるのではと予想されたが、コロナ禍においても生活保護の母子世帯数は増えないどころか、むしろ減少傾向を示していることを筆者は前稿に示した。これはコロナ以前より現れていた傾向で、次の調査から確認できる。

厚労省の2016年度全国母子世帯等調査結果報告では、シングルマザーの11.2%が生活保護を利用している¹³。これは、前回調査（2011年度）の14.4%より3.2ポイント減少した。なぜシングルマザーは生活保護を選ばないのか。

これには、次のような理由がある。貧困状態でも生活保護を選べないシングルマザーの葛藤を記したライターのみわよしこ氏の記事を引こう。以下の記事は、「NPO 法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ」理事長の赤石千衣子氏にインタビューしたものである¹⁴。

「生活保護基準以下の収入ではあるけれども、生活保護を受けたいと思っていない、といいますか、考えたこともない方は、たくさんいると思います」（赤石さん）

理由は？

「健康保険証が使えず、医療券で医者にかかるなど『制約が大きい』と思っているんです。スティグマの問題もありますし。だから、望まないんです」（赤石さん）

「その判断は、間違っていない」と認めざるを得ない。「自立支援」の名のもとに、行政に痛めつけられる可能性もある。やっと就労でき、就労を継続したら、次は生活保護基準以上に稼げる職業に就くことを求められる。子どもが2人いれば、東京都で手取り年収350万円程度が目安となる。可能性はゼロではないだろう。でも、生活保護を必要としているシングルマザーの多くにとって、実現可能性はどの程度だろうか？

さらに地方では、「生活保護か、車か」の究極の選択となりやすい状況がある。もちろん生活保護を利用していても、職業・障害などの理由によって自動車の保有・運転を許可される場合もある。しかし、そのような運用は極めて限定的かつ例外的だ。

生活保護制度は、「最低限度だけど、健康で文化的な生活」、つまり「ゼイタクではないけれど、普通の暮らし」を実現するためにある。しかし現在では、利用しないでいけば苦しく、利用しても苦しい。「利用しないでいけば苦しい」を少しでも緩和できるのは、児童扶養手当。

本来ならば、困難な状況にあるシングルマザーに「究極の選択」を迫る状況自体が、解決されるべき問題だ。しかし、目の前の子どものためには、その解決を待っているわけにはいかない。

以上の理由から多くのシングルマザーは生活保護を選ばず¹⁵、児童扶養手当の受給と稼働収入でぎりぎりの生活を送ることになる。しかし、生活保護の「水際作戦（申請権侵害）」と同様に、児童扶養手当においても行政によって不適切な

運用がされることも多いという。

「たとえば、結婚しないで子どもを産んで児童扶養手当を申請した場合、申請時に妊娠の経緯などを聞かれてプライバシーが侵害され、申請をあきらめるようなこともあります」(赤石さん)

この他、「子どもの父親が近くに住んでいるので、偽装離婚と疑われて児童扶養手当が給付されない」といった事例もあるという(引用同記事)¹⁶。

不適切な運用の解消は課題だが、児童扶養手当が「子どもの貧困」のある程度の緩和に対し、大きな役割を果たしてきたことは間違いない¹⁷。

しかし、コロナ禍ではシングルマザーの困窮がより深刻になった。これは、JILPTの行った調査に顕著に表れている(JILPT 2020)¹⁸。調査では、2020年の年末に向けての暮らし向きを尋ねると、ひとり親では「大変苦しい」が27.4%、「やや苦しい」が33.4%で、「苦しい」との回答が計60.8%となった。これに対し、既婚・子ありや子なしのひとり親以外は同順に21.2%、26.4%で、「苦しい」との回答は計47.6%となった(同上)¹⁹。

直近1ヶ月間に、お金が足りなくて(世帯が)必要とする食料が買えないことがあったか尋ねると、ひとり親では「よくあった」が7.6%、「ときどきあった」が12.2%、「まれにあった」が15.8%で、「あった」との回答が計35.6%となった。これに対し、ひとり親以外では同順に6.0%、9.0%、11.4%で、「あった」との回答は計26.4%となった(同上)。

収入面では、ひとり親の49.0%が300万円未満(2019年収入)であった。その収入源は、本人の就労所得が89.8%、次いで児童手当が44.8%や児童扶養手当が38.4%であった。ひとり親の20.2%が、月あたり就労収入は「感染症の影響で、減少したまま戻っていない」と回答し、40.6%のひとり親が「貯蓄は一切ない」か「50万円未満」と回答した(同上)。

単身女性の貧困率は以前から高かった。そこへコロナ禍で非正規雇用女性の雇い止めやシフト減が集中したために、困窮する女性が増加した。

第2章 女性の自殺

こうしたなか、女性の自殺が増えている。コロナ禍における自殺者数の推移を見てみよう(図4)。2020年1月から6月の自殺者数は、2019年と比較して減少していた。しかし、男女とも2020年7月から5か月連続で増加し、とくに女性の自殺が急増した²⁰。

コロナ禍においても自殺者の多くは男性であり、女性のそれを上回っているが、男性の自殺者数の増加を大きく超えるほど(女性自殺者を比率で見ると約9割増)、女性の自殺者数の増加は大きな衝撃をもって受け止められた。コロナ禍における雇用や家族状況の変化、社会的孤立などがその原因と考えられ、経済的困窮が大きく影響しているという。

実際、コロナ禍での女性の休業者比率は男性の3倍近くに達しており、失業やシフト減により多くの女性たちが収入を大幅に減らしている。単身女性の増加に見られるように、女性世帯主の割合が増えていることも、コロナ禍における女性の苦境が増していることと無関係ではないだろう。

経済的理由だけでなく、ステイホームの影響で家庭内に閉じ込められる形で精神的に追い詰められている女性も多い。夫からの暴力などの深刻な状況にある女性、未成年者や実家に暮らす未婚女性の中にも、家族との折り合いが悪く家を出たいと切実に思っているものの、一人暮らしを可能にする収入がないからとあきらめてしまっている人もいる。それでも家を出た女性たちは風俗店などで働かざるを得ず、精神的にも肉体的にも追い詰められていく。

女性の就労率は高まったが実際に増えたのは非正規雇用であり、家を出れば多くの場合貧困に直面する。家庭内に隠されたハラスメント、非正規雇用の危うさ、貧困の連鎖など、女性を取り巻く構造的な問題がコロナ禍でより深刻になった。

ここまで、女性を襲う雇用不安やそれにとともなう生活困窮について考察してきたが、これらは以前から潜在してきたものであり、コロナ禍によって顕在化したに過ぎない。では、なぜ顕在化したのか。それは、非正規雇用の女性たち

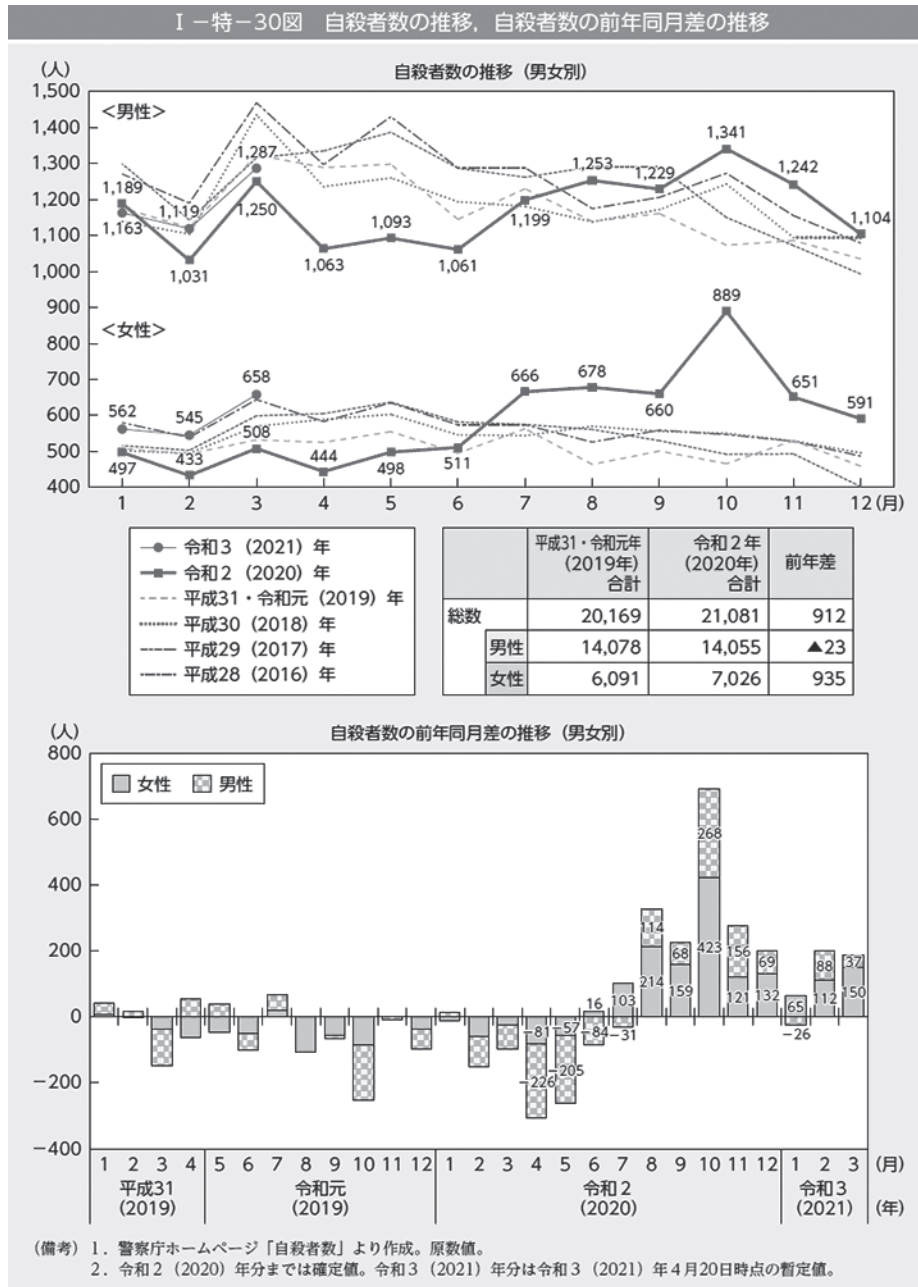


図4. 男女共同参画局より自殺者数の推移、自殺者数の同年前月比の推移

の多くが就業する宿泊飲食・サービス業などの雇用が崩壊したためである。次にその原因である休業要請や時短営業の根拠となった行動制限の妥当性を検討してみよう。

第3章 行動制限は適切だったのか

2021年4月8日に作成された分科会の資料12頁における回帰分析では、21時に人出が減ると感染者が減ると分析されている(新型コロナウイルス感染症対策分科会「2021年4月8日版資料」)。この資料が飲食店の営業を21時までと

する時短要請の根拠として示されている²¹。

ところが、資料には回帰分析の結果表にt値(説明変数と被説明変数との間に関係があるかどうかを示す数値)やp値(ある事象が偶然ではなく必然に起きている事象を示す数値)が示されておらず、統計的に有意な結果であるかどうかを閲覧者が判断できないものであった。そして、標準化係数や回帰係数も書かれておらず、かわりに寄与率を用いて21時の人出が実行再生産数をどれだけ引き下げたか試算されている(図5)。

〈新規陽性者数の減少局面における寄与率〉

- 新規陽性者数の減少局面においては、飲み会の抑制、21時の人出の減少の寄与率が大きかったと考えられる。8時、15時の人出の減少も一定の寄与率があったと考えられる。

減少局面（2021年1月12日～2月11日）における寄与率試算

		目的変数	説明変数1	説明変数2	説明変数3	説明変数4
東京	変数パターン1-1	新規陽性者数の増減率	8時の人出	気温	湿度	飲み会
		--	32%	8%	-3%	57%
	変数パターン1-2	新規陽性者数の増減率	15時の人出	気温	湿度	飲み会
		--	35%	9%	-4%	52%
	変数パターン2	新規陽性者数の増減率	8時の人出	気温	21時の人出	
		--	1%	11%	88%	
大阪	変数パターン2	新規陽性者数の増減率	8時の人出	気温	21時の人出	
		--	-34%	7%	59%	

(※) 各種データを元に内閣官房で試算

(注1) 減少局面（2021年1月12日～2月11日）について、東京都及び大阪府の新規陽性者数の変化率に対する14日前の①人出（8時、15時、21時）、②気温・湿度、③飲み会のツイート数（全国データ）の寄与率を標準回帰分析によって試算した。なお、疫学的な要因は考慮していない

(注2) 上の表中では、用意した複数の説明変数の組み合わせのうち、有益と考えられるその分析結果の一部を掲載している。

(注3) Twitterデータ（Twitter、NTT データより提供）は、東京大学豊田正史教授による集計データを使用。

図5. 「新型コロナウイルス感染症対策分科会」（2021年4月8日版資料）より
新規陽性者数の減少局面における寄与率

そのために、これらの結果は一見すると回帰分析を行った結果表には見えず、それぞれの説明変数を加重平均して得られた結果を一覧にして説明する表のように見えてしまう。というのも、寄与率という用語で各説明変数の標準化係数の効果を示しているためだ。そのことは資料の脚注で触れられ、標準回帰分析による試算であることが示されているが、なぜそのような手法をとったのか、分析意図は示されていない（前掲資料：p.12・注1）。

そして、この資料の脚注には、「上の表中では、用意した複数の説明変数の組み合わせのうち、有益と考えられるその分析結果の一部を掲載している」（同資料：p.12・注2）とあり、筆者には標準回帰分析ではなく説明変数の組み合わせを入れ替えながら行ったステップワイズ法による重回帰分析であると思われたが、決定係数（説明変数が被説明変数をどのくらい説明しているかを示す数値）の記載がない。

というのも、複数の要因を相互の連関の寄与

で説明しようとするときには重回帰分析を用いることが一般的であること。そして、標準回帰分析では、個々の説明変数の寄与率を個別に示すことしかできないため、資料の結果表のように複数の要因を一覧する形で表にまとめるのはふさわしくないと筆者は考えるからだ。

寄与率で示すならばその合計は100になるように示すのが本来であるが、結果表で100になる集計は東京の変数パターン2だけである。この変数パターンだけ重回帰分析がうまく当てはまったのか、ほかの変数パターンでは標準回帰分析で「有益と考えられるその分析結果の一部」を記載したのだろう。複数の分析手法が混在していても、決定係数を一つ一つ記載しなければ、閲覧者はどの変数パターンの分析が「有益と考えられる」か判断できない。分析者の考える有益性の根拠を示すためにも、決定係数の記載は必要である。

このように、統計的に有意かどうかを示す記述は一切なく、21時までの時短で実行再生産数

が減少するという、あらかじめ導かれたストーリーを補強するために作られた資料であった。

この結果によって執られたれた行動制限により、我々の生活は一変した²²。国による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、あるいは自治体の独自施策によって、飲食店に対する営業時間の短縮や休業の要請が繰り返し行われた。

しかし、これらの行動制限には効果がなかったとする分析がある²³。また、Go To トラベルは感染拡大に無関係だったと、国立感染症研究所の研究者らがまとめる報告もある²⁴。次に、行動制限の結果もたらされた社会的影響について考えてみたい。

第4章 行動制限による社会的影響

厚生労働省は2022年5月24日、2021年度の人口動態統計(速報値)を発表した²⁵。報道によると「出生数は20年度と比べて1.3%減の84万2131人だった。14年連続で減少し、過去最少を更新した。将来の出生数を左右する婚姻数が新型コロナウイルス禍で減少している。22年に入った足元の3カ月で見ても、出生数が上向き兆しはない」と報じている²⁶。

厚労省の人口動態統計から出生数の推移を見ると、2021年の出生数は、前年速報値から2万9786人(3.4%)減った。出生数に影響する婚姻件数も、4.3%減の51万4242組と、戦後最少になっている。特に、2021年1、2月の出生数で減少幅が目立っている。これは妊娠時期が新型コロナウイルスの第1波の感染拡大期に重なるものであり、感染拡大の影響で婚姻が控えられたことが減少に影響したとみられる。

死亡数は例年、高齢化が進む影響で増加が続いているが、2020年は11年ぶりに減少へ転じていた。ところが、2021年は前年から6万7745人(4.9%)増の145万2289人で戦後最多を記録し、2年ぶりの増加となった²⁷。

フランスのように人口の半分が婚外子という国と違い、文化的、制度的に婚外子の出生のきわめて少ない日本は、婚姻数の減少は出生数の減少を招く。これまでのコロナ対策で死ぬ人を何人減らせたのか、また同時に生まれてくるはずの新しい命が、何人生まれてこなかったのか

という視点のもとに、政策を検証する必要がある。

過去の命と将来の命といった大きな政策検証とともに、現在の生活を支える対策のありかたの見直しも求められている。以下は、本稿執筆時点で報じられたものを筆者が要約したものである。

2022年7月25日、JR九州は博多と大分間とを結ぶ特急ソニックと、博多と長崎間とを結ぶ特急かもめについて、27日から8月5日までの10日間で計120本を運休すると発表した。乗務員に新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触者が増え、運行に必要な人員の確保が難しくなったためであるとのこと。人練りを理由とした運休は初めてという²⁸。

原因は、運行職員あるいはその家族にコロナ陽性者が出た場合に、陽性者や濃厚接触者は症状がなくとも一定の期間、療養のための自宅待機を課せられるためである。また、当該運行職員に接触のあったほかの職員も濃厚接触者とされ、一定期間の待機を課される²⁹。こうして運行に必要な人員が不足し、運行が困難になる³⁰。

重症化が指摘されたデルタ株以前から、陽性であっても無症状のまま療養期間を終える人は少なくなく、濃厚接触者からの発症は稀であり、濃厚接触者という区分自体を不要とする指摘もある³¹。

では、なぜ医療逼迫が起きるのか。それは、ほかの病気で重症化してコロナに感染した人が、コロナ用の重症病床に入っているというケースが多いからだという³²。例えば、心筋梗塞で救急搬送された患者であっても、病院到着時のPCR検査でコロナ陽性となった場合、コロナ病床に収容されるからである(先の脚注に挙げた同書を参照)。また、他の病床で入院中に死亡した場合や搬送中に亡くなった場合でも遺体にPCR検査を行い、陽性反応が出ればコロナ死として集計される(前掲書)³³。つまり、他の死因によりコロナ死が水増しされる結果となり、正確な死者数がわからないのであった³⁴。

待機期間のために人練りに支障をきたす現状を解消し医療逼迫を防ぐため、現状の制度である感染症法上の2類相当以上の扱いから5類相当へ緩和する方向も見え始めている(コロナの一般疾病化)³⁵。この議論は、安倍内閣から菅

内閣への移行時に引き下げの検討を申し送られていたことであった³⁶。なぜ、検討が進まなかったのか、議論を整理してみよう。

以前から経済優先派は5類にして一般病院や市中の開業医の診療を可能にし、医療資源の効率利用と検査隔離による経済的社会的コストを最小限にすることを求めている。対して医療優先派はワクチン接種が普及しないままでの一般疾病化は、有償化による検査忌避、隔離要請ができなくなることで感染急拡大と重症者の増加の結果、医療逼迫を招くとしてこれに慎重だったことから対立していた³⁷。

ワクチン接種率も2回目接種者は8割に達し、3回目接種率も6割を超え4回目以降の追加接種も準備されている。変異株の重症化率と死亡率が季節性インフルエンザ並みに下がった2022年7月現在³⁸、コロナの一般疾病化を政治判断するのは医療的条件の見地からも妥当な時期に来ていると、分科会からも提言された³⁹。なぜ、判断が下されないのか。

反対する医療関係者の声が依然として強いからだ。それは、病院としては重症病床にコロナ患者を入れておいた方が経営的に有利になることが本音として挙げられる。というのも、感染症法上の2類に位置付けられていることから、医療費全額が公費負担となるために濃厚な治療を行う傾向が指摘されている。そのうえ、コロナ対応の専用病床を確保しておくだけでも補助金を獲得できる。病院経営に鑑みると、コロナ病床を確保し軽症者であっても入院させる方が経営上のメリットがあるといえるからだ。なおかつ、通常の病床よりも、ICU（集中治療室）やHCU（高度治療室）に入院させると、通常よりも収入増につながり、過剰な治療に結びつきやすいという。また、全額公費負担であるからと、季節性の風邪程度の症状であっても患者自ら積極的に入院を選択するケースもあるという⁴⁰。医療利権とともに、患者自らの行動がコロナの一般疾病化を妨げているのだった。

臨床の現場では、本人や家族の感染などによる看護師らの欠勤が相次いでいる。政府は、全国で最大約5万床となる確保病床のフル稼働を目指す、人手不足で思うようにコロナ病床を拡充できない病院が増えている⁴¹。こうした事

態を受けて、分科会の有志が記者会見を開いた。

読売新聞の記事によると、「政府の新型コロナウイルス対策分科会の尾身茂会長など専門家18人は2022年8月2日、医療提供体制の維持と社会経済活動を両立するための提言を公表した。『第7波』での緊急対応として、一般の診療所が積極的に治療を行うことを挙げたほか、中長期的な対応では、重症者以外は通常の保険診療に移行し、濃厚接触者の特定は不要とすることなどを盛り込んだ」という⁴²。

これまで対策の緩和に慎重だった分科会もコロナの一般疾病化を呼び掛けているが、国会での検討は秋以降になる見通しだ⁴³。上記の記者会見は有志による自主的なものだが、先に述べたように一般疾病化の提言自体は2022年7月14日の分科会でまとめられ、政府に提出されていた⁴⁴。提言や分科会有志らの記者会見による提起を受けても、政府は2022年8月の臨時国会ではこれを扱わず、法改正の必要な感染症法上の分類見直しは、秋の国会で検討するとしている⁴⁵。その理由が「第7波」の感染拡大中は適切でないとのことだが、医療現場の混乱解消と社会機能の維持のためには現時点での見直しが求められている⁴⁶。以上を2022年8月3日までに得られた報道をもとに記述したところで紙幅が尽きた。以後の事態は次稿にて追うことにする。

おわりに

前稿に引き続き本稿でもコロナ禍の実情を時系列に追って分析を試みた。今回は、各種の公表資料を用いて、正規労働者と非正規労働者との賃金差、女性の労働や雇用問題に焦点を当てて考察を進めた。それらを振り返っておこう。

第1章では、近年の女性の就業率（M字カーブの底）を押し上げているのは非正規雇用の女性で、そのために逆U字型になっていること。結婚や出産で退職するも、その後正規雇用には復職できず、という状況を示すものとなっていることが示され、L字カーブとM字カーブとの隙間を埋めるのが、非正規雇用の女性であることが確認できた（図1）。

L字カーブとM字カーブとの隙間を埋めるのが、非正規雇用の女性であるが、不本意非正

規労働者の割合は少ないことが確認できた(図2)。ここでは、不本意非正規労働者として集計されない育児、介護で短時間労働を選ばざるを得ない層の存在や、もともと正規雇用の職は少ないからと、最初から正規雇用をあきらめてしまっているというような、回答にあがらない層も考えなければならないことを指摘した。

時給ベースの正規・非正規労働者の給与の推移を見ると、2020年の非正規労働者の所定内時給は正規労働者の68.3%でしかなく、総時給では59.09%に低下してしまう(図3)。

2020年における非正規雇用の割合は、女性は54.4%と男性の22.2%と比べて極めて高い。現在の非正規女性は、夫の扶養範囲内で家計補助的に働くいわゆる「主婦パート」よりも、非正規雇用の賃金だけで生活する人たちや、主たる稼ぎ手として非正規で働く人たちのほうが多い。コロナ禍は最も脆弱な層の女性たちを襲ったことになる。加えて、生活困窮する女性たちが生活保護を選ばず、児童扶養手当の受給と稼働収入でぎりぎりの生活を送る理由も言及した。

第2章では、こうした中で増える女性の自殺について触れた(図4)。コロナ禍における雇用や家族状況の変化、社会的孤立などがその原因と考えられ、経済的困窮が大きく影響しているという。実際、コロナ禍での女性の休業者比率は男性の3倍近くに達しており、失業やシフト減により多くの女性たちが収入を大幅に減らしている。単身女性の増加に見られるように、女性世帯主の割合が増えていることも、コロナ禍における女性の苦境が増していることと無関係ではないだろう。

コロナ禍においては非正規雇用の女性たちの多くが就業する宿泊飲食・サービス業などの雇用が崩壊した。第3章では、その原因である休業要請や時短営業の根拠となった行動制限の妥当性を検討したところ、分科会の示す資料に統計的に有意かどうかを示す値が記載されていないことに触れ、分析の恣意性が疑われることを指摘した。

第4章では、報道発表をもとに行動制限による社会的影響をまとめ、コロナ禍問題にある背景を探った。そこでは、コロナウイルスが日本

社会に与えている健康被害は非常に小さいことが、政府の公表する統計においても判明していることに触れた。経済を壊し、人々の関係を断ち切り、自殺者数を増加させる対策を、いつまでとり続けるのか⁴⁷。最後に、本文の一節を再び繰り返して、筆を擱くことにする。

これまでのコロナ対策で死ぬ人を何人減らせたのか、また同時に生まれてくるはずの新しい命が、何人生まれてこなかったのかという視点のもとに、政策を検証する必要がある。そして、過去の命と将来の命といった大きな政策検証とともに、現在の生活を支える対策のありかたの見直しも求められている。

謝辞

本研究は下記の助成を受けて行われた。科学研究費助成事業基盤研究(C)「雇用・労働市場政策と社会保障制度の接点に関する研究」(課題番号18K01971)。本稿執筆にあたり、研究代表者の廣瀬真理子先生(大阪公立大学客員研究員・放送大学教授)と下平好博先生(明星大学教授)には、研究会を通して様々なご指導と温かいご助言とをいただいたことをここに記し、感謝の意をお伝えします。

- 1 • 小淵高志「新型コロナウイルス感染拡大期における雇用と労働」、東北文化学園大学医療福祉学部保健福祉学科『保健福祉学研究』(第19号)、2021年3月、pp.13-43。
- 小淵高志「新型コロナウイルス感染拡大期における雇用と労働(2)」、東北文化学園大学現代社会学部現代社会学科『社会学・社会福祉学研究』(第1号)、2022年3月、pp.27-36。
- 2 総務省統計局労働力調査における2022年1月分結果からのベンチマーク人口の基準切替え等
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/220201/index.html>
 (2022年7月20日閲覧)
- 3 ただし、政府資料を最初から一人で見つけるのは困難だ。担当省庁のサイトを訪れて

- もトップページにバナーがあるわけでもなく、深い階層を根気強く降りて行かなければたどり着けないのだ。検索に掛けるにも資料名や組織名を知っている必要がある。比較のために時系列で追ってきた資料が集計の定義の変更により、用をなさなくなってしまった資料もある。
- 4 日本経済新聞「コロナで自殺者8千人増、20代女性最多 東大試算」(2022年8月17日 13時08分)
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE171160X10C22A8000000/>
(2022年10月6日閲覧)
 - 5 内閣府「選択する未来2.0」
<https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/future2/index.html>
(2022年7月8日閲覧)
 - 6 この点に関しては、次の論考に詳しい。
岸上真巳「女性にとって『自分の都合のよい』働き方とは何か」、大阪経済大学『大阪経大論集』(第72号第3巻)、2021年9月、pp.199-218。
https://www.jstage.jst.go.jp/article/keidaironshu/72/3/72_199/_pdf
(2022年7月20日閲覧)
前田泰伸「働く女性の現状と課題」、参議院調査室作成資料『経済のプリズム』(No.181)、2019年11月、pp.21-44。
https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h31pdf/201918102.pdf
(2022年7月20日閲覧)
 - 7 • 橋本健二『新・日本の階級社会』講談社現代新書、2018年1月。
本書で橋本は、格差が固定化しつつあることをデータで示し、その様相から日本社会を「格差社会」ではなく「新しい階級社会」であるとして、労働者の分断を論じている。アンダークラスと橋本が読む下層の労働者の特徴に、自ら「自己責任」を強調し、「個人の選択や努力によって生活に格差があるのは当然」という意識を強く持つことを挙げている。橋本は大卒層を中心に扱っているが、同様の議論で非大卒層の考察は下記に詳しい。
• 吉川徹『日本の分断 切り離される非大卒若者たち』光文社新書、2018年4月。
 - 8 • 橋本健二『アンダークラス2030』置き去りにされる「氷河期世代」中公新書ラクレ、2020年10月。一般的に氷河期世代は、1993から96年あたりに大学を卒業した世代で、2022年現在40代半ばから50代半ばの年齢層とされる。本書で橋本は、「就職氷河期の到来を境にして、日本の雇用構造で働く人々の生活には不可逆的な変化が生じた」という(p.9)。というのも、氷河期世代以降の世代であっても「新卒時点で非正規雇用者として社会に出て、その後も困難な状況から脱することのできない人々を多く含む世代であり続けることになる」からで、「程度の違いはあっても今後のすべての世代に起こるだろう」と前書きし(p.9)、その論拠をSSM調査の分析をもとに示している。
 - 9 男女共同参画局「男女共同参画白書 令和3年版」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/honpen/b1_s02_01.html
(2022年7月21日閲覧)
 - 10 女性の育児休業取得後の復帰予定者の復職率は89.5%。これは男性の95.0%にくらべて5.5ポイント低い(厚生労働省2018年度調査)。復職を希望せずに育休を取得する女性も一定程度いる。詳しくは下記を参照。生命保険文化センター「育児休業をとっている人はどれくらい?」
<https://www.jili.or.jp/lifeplan/lifeevent/799.html>
(2022年7月27日閲覧)
 - 11 • 飯島裕子『ルポ コロナ禍で追いつめられる女性たち 深まる孤立と貧困』光文社新書、2021年9月。本書にあるPOSSE 事務局長の渡辺寛人氏のコメントから、企業がいまだに女性を雇用の調整弁としてとらえている現状がうかがえる。
 - 12 周燕飛「コロナショックと女性の雇用

- 危機」労働政策研究・研修機構 (JILPT Discussion Paper 21-09)、2021年3月。
<https://www.jil.go.jp/institute/discussion/2021/21-09.html>
 (2022年7月27日閲覧)
- 13 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147.html>
 (2022年7月20日閲覧)
- 14 赤石千衣子 (あかいし・ちえこ)。「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」理事長。1955年東京生まれ。非婚のシングルマザーとなり、シングルマザーの当事者団体活動に参加。婚外子差別廃止・夫婦別姓選択制などを求める民法改正活動、反貧困活動に関わる。シングルマザーとして生活保護を利用した経験も持つ。1980年代初頭、自身もシングルマザーである赤石さんが設立した「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」は、2003年にNPO法人格も取得。調査研究・政策提言などを行う一方、電話相談・直接支援・交流会・相談会・支援者育成・親子の旅行など、さまざまな直接・間接の支援活動を展開している。
 ○引用記事出典：みわよしこ「貧困状態でも生活保護を選べないシングルマザーの葛藤」ダイヤモンド・オンライン
<https://diamond.jp/articles/-/70894>
 (2022年7月20日閲覧)
- 15 コロナ禍での生活保護受給の困難さを描いたものとして、下記を参照されたい。この本は、緊急事態宣言発出日以降の支援者の日記としてつづられており、行政の「水際作戦」の横行に苦しむ実態が詳述されている。
 ・稲葉剛、小林美穂子、和田静香『コロナ禍の東京を駆ける：緊急事態宣言下の困窮者支援日記』岩波書店、2020年11月。
- 16 2015年4月17日、厚生労働省は、ひとり親に支給される児童扶養手当について、事実婚の状態かどうか生活実態を確認して判断し、適切に支給するよう求める通知を各都道府県に出した(課長通知)。この通知では、
- シェアハウスに住んでいる場合など、自治体が判断に迷うケースが増えているため、判断の具体例も示した。
- 17 黒田有志弥「社会手当の意義と課題」、国立社会保障人口問題研究所『社会保障研究』(Vol.1 No.2)、pp.370-381。
<https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/sh20212207.pdf>
 (2022年7月20日閲覧)
- 18 労働政策研究・研修機構「『新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響に関する緊急調査』結果」2020年12月。この調査では「【ひとり親】については全国ひとり親世帯等調査」結果を基に、性別(母子・父子)×昨年(2019年)の世帯年収(～200万円未満、200万円以上400万円未満、400万円以上の3区分)、【ひとり親以外】については「国民生活基礎調査」の特別集計結果を基に、配偶者の有無×昨年の世帯年収(同)の各6区分で割付回収を行った」とあり、2つのカテゴリー間で年収を比較する際は区分差に注意する必要があると思ったものの、年収を一覧した「図表 1 世帯における昨年(2019年)の年間収入」は、ひとり親についても6区分で示されていた。質問の際に「国民生活基礎調査」の区分に合わせたのだろうか。
 シングルファーザー(男性ひとり親)も対象としているが、ひとり親500人の回答者のうち男性が66人(13.2%)、女性が434人(86.8%)と、男性より女性が368人(76.8ポイント)多く、ひとり親の圧倒的多数の回答者がシングルマザー(女性ひとり親)である。一方、ひとり親以外と集計される回答者の分布は、男性が276人(55.2%)、女性が224人(44.8%)と、男女半々とまではいかないまでも、回答者の男女差は52人(10.4ポイント)と均される。
 このようにカテゴリー間の属性差が大きくなるために比較には注意が必要であるが、コロナ禍において緊急実施された本調査の意義はとて大きい。「調査規模が限定される等の制約があったことを前提に、巻末に掲載の属性を持つ回答者からの回答

を単純集計した結果を示す」とあり、属性の統計量を確認しながら比較することが肝要と思われる。というのも、回答の分布が属性の偏りにやや引っ張られる傾向があるのだ。次の注でその傾向がどこに表れているかを示し、その理由を推察した。

<https://www.jil.go.jp/press/documents/20201210.pdf>

(2022年7月27日閲覧)

- 19 この結果を見ると、シングルマザー（調査結果では【ひとり親】と記載）に限らず、生活が苦しい世帯が広く分布しているように見える。それは、JILPTによると「【ひとり親】の回答者（500人中）にも、「離婚したひとり親と子の2人暮らし」34.0%）や「離婚したひとり親と子2人または子と親等の3人暮らし」（31.4%）など多様なケースが含まれている」とのことから、ひとり親として集計しているシングルマザーの中にも自身以外に複数の家計補助者を有するケースがあり、それらのケースが「苦しい」との回答を引き下げていることが推測できる。そして、「【ひとり親以外】の回答者（500人中）には、例えば『既婚で子ありの4人暮らし』（17.6%）や『未婚・離婚・死別の1人暮らし』（17.2%）、『既婚で子なしの2人暮らし』（15.8%）、『既婚で子ありの3人暮らし』（12.8%）、『既婚で子なし・親等同居の3人以上暮らし』（11.2%）など多様なケースが含まれている」とあり、ひとり親以外と集計されるケースにも生活困窮に陥りやすい世帯事例が一定数含まれているようだ。

例えば、「未婚・離婚・死別の1人暮らし」（17.2%）や「既婚で子なしの2人暮らし」（15.8%）の中には、前者に60歳以上の単身世帯が、後者には60歳以上の夫婦世帯が合わせて54世帯（10.8%）含まれており、調査結果には60歳未満のケースとの区別がなく合わせて集計されている。これら60歳以上の単身世帯と夫婦世帯とが、ひとり親以外の世帯において「苦しい」との回答を引き上げていることが推測できる。

そこで、これらを区別するために年齢階

級ごとのクロス集計を望みたいところであるが、そうすると2ケース（0.4%）の60歳以上の「ひとり親」というように、圧倒的に少ないセルが生じてしまい、集計自体に比較の意味をなさなくなる。

そもそも、ここで60歳以上を高年齢世帯と同定するのは早計である。というのも、「2. 調査対象・方法」には、「スマートフォン等調査のモニター会員（20歳～60歳台前半、学生を除く）から無作為に抽出された1万人を対象に、（2020年）11／27に配信（依頼）を行い、11／30にかけて『満20歳未満の子どもを養育しているひとり親（未婚・離婚・死別者）』及び、比較のための『ひとり親以外（満20歳未満の子どもを養育している既婚者、子どもを養育していない既婚・未婚・離婚・死別者）』各500人（計1,000人）の回答を収集した」とあり、60歳代後半以降は調査対象外だからである。とはいえ60歳台前半層の「未婚・離婚・死別の1人暮らし」（17.2%）や同じく「既婚で子なしの2人暮らし」（15.8%）の世帯であれば、収入は限られたものになると思われる。

とくに「未婚・離婚・死別の1人暮らし」であれば、「ひとり親」との違いは子どもの有無だけであるから、家計の実態に大きな差は生じないかより低い状態にあることも考えられる。実質的に「ひとり親」に近いこれらのケースが「ひとり親以外」と集計されることで、比較の際に「ひとり親以外」においても「苦しい」の回答を引き上げてしまっているのではないだろうか。

筆者のこうした推測は、今後の追加調査や個票データの公開による2次分析により可能となるかもしれない。あるいは、住宅確保給付金や緊急小口資金・総合支援資金などの生活費の特別貸付の実態を見ることによって確認できると思われ、分析の準備をしているところである。

それにしても「ひとり親」の定義は扱うのが難しい。男女の賃金格差から国勢調査のように「母子のみの世帯（母子世帯）」を「ひとり親」として扱った（定義したほう）が、貧困の実態をつかめるというこれまで

の見方がある一方で、貧困家庭という大きな文脈で考察する際は、「親同居の母子世帯」も含めた定義も必要とされる。というのも、家族規模が家計を補っている場合もあるからである。

具体的にどうということかという、いまや子連れの出戻り娘は、かつてのパラサイト・シングルには帰れないのである。孫を連れて戻ってきた娘のために親夫婦の老後資産が危うくなるケースどころか、もともと資産の無い親元に帰ってきて、なんとか住居は確保できたものの、親子（ときには孫も！）ともに働いて何とか家計を切り盛りできる状況になるケース、子の育児と親の介護とを一緒に背負うことになるケースも増える傾向にあるのだ。そして、家族形成に失敗した就職氷河期世代のシングルファーザーも、この文脈と同様に見ることができ、着実に増加傾向を示している。男女ともに進行していた親世代と子世代との貧困が、コロナ禍で再発見されつつある。

海外の調査研究においても同様の事例を見ることができるが、国際比較調査では定義のつかめないものも多く、調査によっては両方の定義が混在しているのかもしれないので、さらに注意が必要であるように思われる。

- 20 男女共同参画局「I－特－30図 自殺者数の推移、自殺者数の前年同月差の推移」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-30.html
 (2022年7月29日閲覧)
- 21 新型コロナウイルス感染症対策分科会「今冬の感染対策の効果の分析について～人出と感染者数を中心に～令和3年4月8日版」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dail/kouka_bunseki.pdf
 (2022年5月26日閲覧)
- 22 「ステイホーム」に始まる自粛生活は、これまで社会が内包していたさまざまな問題を浮き彫りにした。とりわけ、2020年3月

2日からの全国一斉臨時休校要請は、教職員、子ども、保護者に大きな混乱や不安をもたらした。休校対応や感染症対策に追われる学校現場の様子や、子どもたちへの影響、女性労働者への被害の集中、DV被害の深刻化、居場所のない若者、自殺、10代からの妊娠相談など、コロナ禍の課題を考える際に下記を参照した。

- 「コロナ [COVID-19] 禍のメンタルヘルス」、『精神療法』（第47巻第2号）、金剛出版、2021年4月。
- 「特集 自殺の現状と予防対策 COVID-19の影響も含めて」、『精神医学』（2021年7月号）、医学書院、2021年7月。
- 「特集 コロナ時代の自殺対策」、『公衆衛生』（2021年3月号）、医学書院、2021年3月。
- 「コロナストレスの時代に——ジェンダー、労働、教育」、『女も男も』（No136）、労働教育センター、2020年12月。
- 斎藤環『コロナ・アンビバレンスの憂鬱』晶文社、2021年10月。
- 佐藤優、斎藤環『なぜ人に会うのはつらいのか』中央公論新社、2022年1月。

なお、一斉休校には感染拡大を防ぐ効果がなかったとする報告がある。学習院大と静岡大、米ハーバード大のチームが全国847自治体を比較したもので、2021年10月27日の科学誌ネイチャー・メディシンの電子版に論文が掲載された。

Kentaro Fukumoto, Charles T. McClean & Kuninori Nakagawa

No causal effect of school closures in Japan on the spread of COVID-19 in spring 2020

<https://www.nature.com/articles/s41591-021-01571-8>

Nature Medicine volume 27, pages2111–2119 (2021) (2022年7月21日閲覧)

内容を朝日新聞が報じている。

「昨年の一斉休校、感染抑止効果はみられず 全国847自治体を分析」朝日新聞 (2021年11月1日19時30分)

- <https://www.asahi.com/articles/ASPC162PVPBWULEI00F.html>
(2022年7月21日閲覧)
- 23 • 加藤真人、川端祐一郎、藤井聡「飲食店営業時間短縮が COVID-19感染拡大に与える影響の研究」京都大学藤井研究室レポート、pp.1-9、2021年8月31日。
https://trans.kuciv.kyoto-u.ac.jp/resilience/documents/effects_of_restrictions.pdf
(2022年5月29日閲覧)
- 中野貴志「K 値を用いた COVID-19の感染状況のマクロ解析」応用物理学会特別 WEB コラム『新型コロナウイルス禍に学ぶ応用物理』(pp.1-3)、応用物理学会、2020年7月18日。
https://www.jsap.or.jp/docs/columns-covid19/covid19_1-2-3.pdf
(2022年5月29日閲覧)
- 中野貴志、池田陽一「第8回感染者数推移から解き明かす新型コロナの流行メカニズム」大阪大学感染症総合教育研究拠点とナレッジキャピタルとの共同講演(2021年11月26日 19:00-20:30)。下記のリンクからアーカイブ視聴できる。
<https://www.youtube.com/watch?v=VyMbdi7pXbk>
(2022年7月22日視聴)
- 24 この報告は医学誌BMJのプレプリント(査読前論文)として下記のサイトで公開されている。筆者が最初に閲覧したのは2022年3月29日であり、本稿執筆時はまだプレプリントのままだった。
- Junko Kurita, Tamie Sugawara, Yasushi Ohkusa“Effects of the second emergency status declaration for the COVID-19 outbreak in Japan” (邦題「日本における COVID-19流行に対する第2次緊急事態宣言の影響」)
<https://www.medrxiv.org/content/10.1101/2020.12.29.20248977v3>
(2022年7月28日再閲覧)
- 報告は旅行情報を扱うネットニュースで取り上げられた。
- 「Go To トラベルは感染拡大に無関係 国立感染症研究所の研究者らが報告まとめる」TRAICY、2021年3月21日。
<https://www.mapion.co.jp/news/local/traicy-20210321201010/>
(2022年3月29日閲覧)
- 同様の分析に下記のものがあり、上記に挙げた報告の分析に対し検証も行っている。
- 川端祐一郎、上田大貴、藤井聡「2度目の緊急事態宣言が COVID-19感染拡大速度に与えた影響に関する研究」、実践政策学エディトリアルボード『実践政策学』(第7巻1号)、pp.39-48、2021年。
- 25 厚生労働省「人口動態調査」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html>
(2022年5月29日閲覧)
- 26 「出生数、最少を更新 21年度1.3%減の84.2万人」日本経済新聞、2022年5月24日 19:31 (2022年5月25日 5:57更新)。
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODF247NB0U2A520C2000000/>
(2022年5月29日閲覧)
- 査読から戻ってきた原稿を直している年末に、人口動態統計の速報が入った。厚生労働省が2022年12月20日に発表した10月の人口動態統計速報によると、22年1～10月の出生数が66万9,871人で過去最少の水準となったことがわかった。このままのペースで推移すれば、残り11月、12月分を足しても今年の出生数は統計を取り始めた1899年以降、初めて80万人を割る見通しで、2020年の婚姻件数激減が影響したとみられている。
- 66.9万人というこの数字をどう見るべきだろうか。22年10月までの集計であるから、毎年年初めに発表される年間出生者数の確定値には含まれない日本国内で生まれた外国籍カップルの新生児や、国外に住む日本国籍の新生児の数も含まれている。外国籍カップルの新生児が親とともに去り、国外に住む日本国籍の新生児が帰国するといった増減を考慮するにしても、ほぼ22年の出生数の最大値として見るができるだろう

う。少子化が進んだとはいえ、2013年～15年には年間100万人を超えており、21年も80万人を突破している。2か月分の集計を待ったとしても、とても80万人には達しないだろうから、コロナ禍で出生数は2年連続で最少を更新することになるだろう。加えて超過死亡数の増加も起きていることから、単なる人口減少にとどまらず、今後の人口構成にひずみが生じることが予測される。

厚生労働省人口動態調査(2022年12月28日閲覧)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html>

日本の超過および過少死亡数ダッシュボード(2022年12月28日閲覧)

<https://exdeaths-japan.org/>

- 27 速報値は、海外の日本人などのデータも含んでいる。日本に住む日本人のみを対象とした統計は、毎年6月以降に公表される。

- 28 NHK NEWS WEB「JR九州 特急列車120本運休へ コロナ感染拡大 乗務員確保難しく」(2022年7月25日17時53分)

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220725/k10013734821000.html>

(2022年7月26日閲覧)

- 29 2022年7月22日の改正で待機期間が、これまでの7日間から5日間(6日目解除)へ短縮され、2日目及び3日目の抗原検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とした。詳細は下記を参照。

厚生労働省事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968056.pdf>

(2022年7月28日閲覧)

- 30 JR九州の急行運休が報じられた2022年7月25日以降、各在来線や路線バスの運休、航空各社から減便の知らせのほか、濃厚接触者となった看護師や医師の欠勤による医療機関の混乱が相次いでいる(保育園等も同様)。ライフラインやインフラ、医療・福祉、流通・旅客運輸といった社会機能を維持するため、濃厚接触者の待機期間が短

縮されたが、根本的な解決にはつながっていない。というのも、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日(当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日)を0日目として起算しなければならないからである。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算することから待機期間がリセットされてしまうため、さらに待機期間が延びてしまうのだった。抗原検査キットの不足も待機期間を長引かせる要因となっている。待機期間2、3日目に続けて陰性の結果が出れば3日目から待機は解除されるが、検査キットが手に入らないために5日間の待機を余儀なくされるケースが多いのが現状だ。発症者であれば症状が現れた翌日から起算して10日間の療養期間を取らなくてはならない(2022年7月現在)。これはインフルエンザの出勤停止期間(発症後5日間が経過し、かつ解熱後2日間の計7日間)よりも3日間長い。4～5日程度で回復する現状のコロナ感染には過剰との現役医師からの意見もある。

- ・倉原優(呼吸器内科医)「緩和は進むか? 新型コロナの濃厚接触者・陽性者の待機・隔離期間 現時点でのまとめ(追記あり)」Yahoo!ニュース(2022年7月23日8時4分)

<https://news.yahoo.co.jp/byline/kuraharayu/20220723-00306843>

(2022年8月3日閲覧)

- ・産経新聞「都営バス、コロナで減便 運転手の感染など続出」(2022年8月2日15時43分)

<https://www.iza.ne.jp/article/20220802-YHYENJ2HEROI3LZ3WXYLO5L4QI/>

(2022年8月3日閲覧)

- 31 これらの主張は、現役の医師やウイルス学者、免疫学者らの著作で臨床の現状とともに、データで示されている。下記に筆者が参考にした一部を挙げる。

- ・井上正康、松田学『新型コロナが本当に怖くなくなる本 医学・政治・経済の見

- 地から“コロナ騒動”を総括する』方丈社、2021年5月。
- 浦島充佳『新型コロナ データで迫るその姿－エビデンスに基づき理解する』化学同人、2021年3月。
 - 大和田潔『もう恐れてはいけない コロナは消える!』ビジネス社、2022年2月。
 - 西村秀一『もうだまされない 新型コロナの大誤解』幻冬舎、2021年6月。
 - 宮沢孝幸『ウイルス学者の責任』PHP新書、2022年4月。
- 32 この論拠は、下記に詳しい。下記に筆者が参考にした一部を紹介する。
- 上昌広『日本のコロナ対策はなぜ迷走するのか』毎日新聞出版、2020年11月。
 - 近藤誠、和田秀樹『コロナのウソとワクチンの真実』ビジネス社、2021年10月。
 - 適菜収『コロナと無責任な人たち』祥伝社、2021年5月。
 - 鳥集徹『新型コロナワクチン誰もいえなかった「真実」』宝島新書、2021年11月。
 - 森田洋之『日本の医療の不都合な真実 コロナ禍で見た「世界最高レベルの医療」の裏側』幻冬舎新書、2020年9月。
- 33 たとえ交通事故やガン、脳梗塞による死亡であっても、遺体から陽性反応が出ればコロナ死として扱われる。コロナ統計における重症者数に対して死亡者数が上回る自治体があるのはそのためである。これらのことは下記の記事に詳しい。
- 読売新聞オンライン「重症ゼロなのに、なぜか『死者6人』の県…原因は『厚労省ルール』か」(2020年2月1日 11時54分)
- <https://www.yomiuri.co.jp/national/20220131-OYT1T50245/>
(2022年7月28日閲覧)
- 読売新聞オンライン「『コロナ死』定義、自治体に差…感染者でも別の死因判断で除外も」(2020年6月14日 10時25分)
- <https://www.yomiuri.co.jp/national/20200614-OYT1T50084/>
(2022年7月28日閲覧)
- 34 人口動態統計は医師による死亡診断書を精査して死因が分類されるため、新型コロナ
- の死者は現在の公表数よりも少なくなるとみられる。
- 35 山際大志郎経済財政・再生相はNHKの政治討論番組「日曜討論」(2022年7月24日放送)で、新型コロナウイルスへの対応を日常的な医療提供体制の中に位置づける検討について「議論は今すぐやれということなので、すぐやりたいと思っている」と述べ、前向きな姿勢を示した。コロナを季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げ、対策を緩めるよう政府のコロナ対策分科会が2022年7月14日(第28回開催の分科会)、政府に検討を求めている。分科会は「コロナを一疾病として日常的な医療提供体制の中に位置づけるための検討を始める必要がある」などと提言していた。医療現場や保健所の逼迫を防ぐため、「発熱外来」以外の一般医療機関で診察できるようにし、保健所への全数報告を見直すことなどが想定される。
- 日本経済新聞『コロナの一般疾病化、山際経財相「議論したい」』(2022年7月24日18時38分)
- <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA2425K0U2A720C2000000/>
(2022年7月26日閲覧)
- 36 コロナの一般疾病化と政治的動向については下記を参照。
- アジア・パシフィック・イニシアティブ『新型コロナ対応・民間臨時調査会調査・検証報告書』ディスカヴァー・トゥエンティワン、2020年10月。
 - 片山善博『知事の真贋』文春新書、2020年11月。
 - 金井利之『コロナ対策禍の国と自治体―災害行政の迷走と閉塞』ちくま新書、2021年5月。
 - 竹中治堅『コロナ危機の政治 安倍政権 vs. 知事』中公新書、2020年。
 - 御厨貴、芹川洋一『日本政治 コロナ敗戦の研究』日本経済新聞出版、2021年5月。
- 37 これらの対立の図式を整理したものに、下記がある。

- 岩田健太郎、内田樹『コロナと生きる』朝日新書、2020年9月。
 - 岩田健太郎『丁寧を考える新型コロナ』光文社新書、2020年10月。
 - 河合香織『分水嶺 ドキュメント コロナ対策専門会議』岩波書店、2021年6月。
 - 木村盛世『厚労省と新型インフルエンザ』講談社現代新書、2013年2月。
 - 木村浩一郎『新型コロナウィルス・レポート PCR検査を巡る攻防』リーダーズノート出版、2020年7月。
 - デヴィッド・スタックラー、サンジェイ・バス著、橘明美、白井美子訳『経済政策で人は死ぬか？—公衆衛生学から見た不況対策』草思社、2014年4月。
- 38 各数値の記述にあたって下記のサイトを参照した。
 感染状況：東洋経済オンライン特設サイト「新型コロナウイルス国内感染の状況」
<https://toyokeizai.net/sp/visual/tko/covid19/>
 (2022年7月28日閲覧)
 重症化率と死亡率：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード事務局提出資料(資料5-2)」第80回(令和4年4月13日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000929082.pdf>
 (2022年7月28日閲覧)
 ワクチン接種率：首相官邸ホームページ「新型コロナワクチンについて」(令和4年7月27日公表)
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html>
 (2022年7月28日閲覧)
- 39 新型コロナウイルス感染症対策分科会(第17回：令和4年7月14日)
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakuisin/bunkakai/dail7/gijisidai.pdf>
 (2022年7月28日閲覧)
- 40 この論拠は、下記に詳しい。筆者が参考にした一部を紹介する。
- 木村盛世『COVID-19新型コロナ、本当のところどれだけ問題なのか』飛鳥新社、2021年1月。
 - 木村盛世『誰も書けない「コロナ対策」のA級戦犯』宝島社、2021年12月。
 - 鳥集徹『コロナ自粛の大罪』宝島社、2021年、3月。
 - 森田洋之『人は家畜になっても生き残る道を選ぶのか?』南日本ヘルスリサーチラボ、2022年4月。
 - 長尾和宏『ひとりも、死なせへん～コロナ禍と闘う尼崎の町医者、551日の壮絶日記』ブックマン社、2021年9月。
- 41 読売新聞オンライン「コロナ欠勤、看護師足りない…病床維持・確保に苦慮」(2022年7月26日15時00分)
<https://www.yomiuri.co.jp/national/20220726-OYT1T50185/>
 (2022年8月3日閲覧)
- 42 読売新聞「『第7波』では一般診療所で治療を、中長期的には濃厚接触者の特定不要…尾身会長ら提言」(2022年08月2日23時34分)
<https://www.yomiuri.co.jp/medical/20220802-OYT1T50200/>
 (2022年8月3日閲覧)
- 43 読売新聞オンライン「コロナ『インフル並み』に扱い検討へ…第7波収束後、感染者『全数把握』取りやめも」(2022年07月30日7時00分)
<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20220730-OYT1T50007/>
 (2022年8月3日閲覧)
 読売新聞オンライン「コロナ『2類相当』運用、『第7波』収束後に見直しへ…岸田首相『時期見極め丁寧に検討』」(2022年7月31日21時27分)
<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20220731-OYT1T50117/>
 (2022年8月3日閲覧)
- 44 同様の趣旨の提言は、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードからも2022年5月に行われた3回の会合で、それぞれ提起されていた。
 第83回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード(令和4年5月11日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000944024.pdf>

(2022年8月2日閲覧)

第84回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和4年5月19日)議事概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000947434.pdf>

(2022年8月2日閲覧)

第85回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和4年5月25日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000952021.pdf>

(2022年8月2日閲覧)

これまでの資料は下記のリンクから閲覧できる。

新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料等(第81回～)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00348.html

(2022年8月日閲覧)

- 45 感染者の全数把握段階的廃止からコロナの一般疾病化について、分科会が組織としてではなく組織に所属する有志として提起した理由は、会見の中での尾身茂会長の発言によると、提言の内容が厚生労働省の方針に反するので分科会自体が開かれなくなり、その後政府へ提起する機会が失われたからとのことだった。組織としてではなく有志として記者会見に踏み切ったのは、提起に躊躇する分科会構成員に配慮してとのことだが、今回の提起の趣旨は、2022年7月14日に開催された第28回の分科会資料にまとめられている。この会合は持ち回り開催となっており、構成員全員の合意の提起ではないようだ。出席者や議論の経緯たどろうとしたところ、筆者が閲覧した2022年8月3日現在において、議事録は残されていない。発言の詳細は下記のリンクより視聴できる。

ANNnewsCH「【ノーカット】尾身会長ら「緊急提言」コロナ第7波 その後の医療体制は…」(2022年8月2日)

https://www.youtube.com/watch?v=_

TgrQbxoEdY

(2022年8月3日視聴)

これまで1～2週間に1回程度開かれていた分科会の開催日程が、第27回は2022年5月23日、第28回は2022年7月14日というように開催のインターバルが開いており、2022年6月は一度も開かれていない。「第7波」と呼ばれるオミクロンBA.5とその変異型ケンタウロス(BA.2.75)による感染拡大期の2022年7月14日に28回目が開催されて以降、次の開催予定が立っていないようだ(記者の質問に答える尾身会長の発言より)。開催日程については下記を参照。新型インフルエンザ等対策推進会議 | 内閣官房ホームページ

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin.html>

(2022年8月3日閲覧)

以上の提言を受けて、松野博一官房長官は2022年8月3日の記者会見で、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の専門家有志が感染者の全数報告の変更などを求めた提言に関し「時機を逸することなく、適時適切に具体的な検討を進めていく」と述べた。症状が軽ければ自宅療養で様子を見るべきだとした日本感染症学会など関連4学会の声明については「限りある医療資源の有効活用は大切な視点だ」と指摘。医療体制の確保に万全を期す考えを示した。産経新聞「コロナ全数報告見直し『適切に検討』と官房長官、専門家提言受け」(2022年8月3日13時42分)

<https://www.sankei.com/article/20220803AH4EWBDAAFK5XMPRDZ5KUH5XDU/>

(2022年8月3日閲覧)

- 46 医療現場の混乱する現状に鑑み、感染症学会をはじめとする関連4学会が記者会見を行った。

時事ドットコムニュース「『軽症なら受診控えて』『第7波』で緊急声明—感染症学会など」(2022年08月02日20時26分)

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2022080200964&g=soc>

(2022年8月3日閲覧)

会見の詳細は下記のリンクより視聴できる。

日テレNEWS「【ノーカット】日本感染症学会など4学会が会見 ～コロナ第7波で医療ひっ迫～」(2022年8月2日)

<https://www.youtube.com/watch?v=DzJoL3bq8EU>

(2022年8月3日視聴)

- 47 このことは、2022年9月27日の安倍晋三元首相の国葬儀において、海外からの参列者を含め全員にマスク着用を要請したこ

とに、端的に現れているように思われる。2022年9月19日に行われたエリザベス女王の国葬では、参列者の一人もマスクを着けていなかったことと対照的である。

産経新聞「政府、国葬海外参列者にマスク要請 英国はマスクなし」(2022年9月26日18時54分)

<https://www.sankei.com/article/20220926-UFHPKEVPOZPZRKN7XUJP5TPV EA/>

(2022年10月10日閲覧)

Increase in poverty and suicide seen in women's employment due to the spread of new coronavirus infection

——Employment and labor during the spread of COVID-19 infection (3) ——

Takashi OBUCHI

Abstract

The spread of the new coronavirus (SARS-CoV-2) has stagnated Japan's economic activities and has a great impact on employment and labor. What kind of impact did the government's refraining from going out and requesting leave have on the economy and society?

This time, I will focus on the wage gap between regular and non-regular workers, and women's labor and employment issues. Looking at the changes in salaries of regular and non-regular workers on an hourly basis, the scheduled hourly wage of non-regular workers in 2020 will be only 68.3% of that of regular workers, and the total hourly wage will fall to 59.09%. Currently, non-regular women are less likely to live on the wages of non-regular employment and those who work non-regularly as the main breadwinner than so-called "part-time housewives" who work to supplement the household budget within the scope of their husband's support. More often. The COVID-19 crisis has hit the most vulnerable women.

This article also touches on the increasing number of female suicides under these circumstances. Changes in employment and family situations due to the COVID-19 crisis, social isolation, etc. are thought to be the causes, and economic hardship is said to have a major impact. In fact, the ratio of women taking leave due to the COVID-19 crisis has reached nearly three times that of men, and many women have significantly reduced their income due to unemployment and reduced shifts. As seen in the increase in the number of single women, the increase in the proportion of female household heads is probably not unrelated to the growing predicament women face during the COVID-19 crisis.

Key word : COVID-19 infection, employment, labor